

「権利」という語の生成、変遷および定着

論文の要旨

「権利」という語は、現代中国語においても日本語においてもよく使われているものである。近代語の「権利」は西洋語を訳す場合に、古典中国語から類似の概念をもつ語を借用して、新しい意味を付加したものである。本稿は中国と日本における「権利」の生成、変遷、定着のルートを追って、「権利」という語をめぐる原語と訳語の意味のズレ、伝統的語感との絡み合い、中国語と日本語のニュアンスの違いを明らかにしてみたい。論文は序章、終章を含めて5章19節からなる。全体の視点は「権利」を一つの翻訳語、それに、西洋思想のキー・コンセプトとして扱い、訳語成立と思想受容の葛藤を明らかにすることで、課題に込めていこうとするところにある。

序章では、まずいくつかの辞書における「権利」と「right」の意味が示唆され、両者の意味のずれ、そしてそれと関連をもっている「権力」と「権利」の混同に着目することで、「権利」という語の生成、変遷および定着のルートを探るといふ本論文の目的が設定される。そして、先行研究をまとめ、西洋の権利概念史を参照として「権利」の定義を明らかにし、研究課題を提起し、論文の構成と内容を説明する。

第一章では近代語「権利」の生成について述べてみたい。まず「権利」の初出は丁韪良訳『万国公法』にあることを述べ、『万国公法』においていかに「権利」で **right** を当てたか図表で詳しく説明し、その意味特徴を分析しておく。そして、丁韪良訳『万国公法』後の中国での「権利」の使用状況を考察してみたい。「権利」が中国では広く広まらなかったのである。「権利」という語がまだ定着しなかったもう一つの証拠は同時に多様な訳語が存在していたことにある。「権利」の生成を明らかにするために、『万国公法』の造語にこだわらず、同じ時期の **right** の訳語に着目し、「利益」、「正当性」、「自主性」、「資格」という四つの要素が備わっているかどうかを評価の基準としてそれらの訳語の意味や競合関係を明らかにしようとする。さらに、「権利」概念の受容がなかなか進まなかった原因を「権利」という語に対する伝統的理解から探してみたい。方法として、まず中国国家言語委員会古典中国語コーパスを利用して、古典中国語における「権利」の使用状況を描いてみる。そして、「権」と「利」の伝統的語感をめぐって、とくに先秦時代（秦以前、主として春秋戦国時代）の諸子（儒家、墨家、法家、道家など）の義利観を考察して、伝統的理解の実態を明らかにする。それと結び付けて、「権利」という語を創出した丁韪良の理解を推測してみたい。

第二章になると、「権利」は生まれた後、日本ですぐ使われるようになった。

『万国公法』が日本に伝わった後、日本の知識人がいかにして「権利」（あるいはその他の訳語）で英語の「right」、あるいはオランダ語の「regt」、フランス語の「droit」やドイツ語の「rechts」に当てたかを考察してみる。そのうち、法律用語の翻訳に多大の影響を与えた津田真道、西周、加藤弘之、箕作麟祥などの啓蒙思想家を中心に「権利」の用例を収集し、権利の伝播のルートや意味のズレを探り、そして「権利」、「権理」、「通義」などいくつかの訳語の用例を併用する経験のある福沢諭吉の著作に焦点を当て、「権利」と「権理」の対照をも視野に入れて、それらの訳語の競合過程や権利の変遷のルートを明らかにする。それを踏まえて、明六雑誌コーパスを利用して、「権利」、「権理」、「通義」、「権義」の使用状況を概観する。さらに、人権新説論争を通じて、自然法⇔実定法という対立図式に基づいて「権利」の意味の変化を検討していく。最後、政府側の用例を、政府側と関係を持つ多くの啓蒙思想家の努力で権利の定着につながる実際状況を探求しようとする。

第三章では、逆輸入された「権利」を検討してみたい。まず訪日官民、留学生、日本書籍翻訳ブームなどの側面から日本語の影響を概観し、特に日本製漢語の移入をめぐる論争に注意を払ってみたい。そして、嚴復や梁啓超などの中国知識人を中心にして、権利概念の受容と変容を分析してみる。「権利」に対する評価の文化的差異は大きく、西洋近代思想や明治思想とのズレは、単に誤解に基づくというより、文化的差異に関わるところが大きいと考えられる。さらに、民権論争における「権利」の意味の争点を掘り出し、「権利」の意味構造を分析してみよう。つづいて、『欽定憲法大綱』と『大日本帝国憲法』との比較を通じて、「権利」という語の定着過程を明らかにする。

本研究の結論

（一）原語との意味のズレ

right の意味には「権利」の他に、「正義、公正、道理、正しい行為」などがある。正当性が含まれているのは疑いを容れない。つまり、権利が利益と関係しているとしても、それは、権利概念自体に内在している正義といった理念による内在的制約を受けた利益である。同じ時代の訳語と比べて見ると、「権利」は利益と資格と二つの要素しか持っていないが、丁氏は「権利」を right に当てた場合に、right の正当性を意識しないわけではなかったが、やむをえず「権利」という語を選んだ。その結果、right を構成する「利益」「正当性」「自主性」「資格（能力・力・パワー）」の4要素のうち、「正当性」を表す文字がなく、「力」と「利益」という“最悪の”組み合わせになっているように見える。法令の公用語として用いられた「権利」は「正当性」という観念が脱落し、かわって力とか利益とかがその中心観念としてすえられた。「権利」が「力」を中心観念とするようになったのは自然法と実定法の対立とも関連を持っている。それは日本や中国における権利概念の変遷に反映された。

日本では right は幕末から明治にかけてさまざまな訳語を当てられてきたが、結局福沢諭吉らの用いた「通義」・「権理」と、西周らの「権利」に代表される。福沢諭吉らは right の天賦性およびそれに伴う道徳的な要素を強調し、西らはその権力的な実現に着目したとすることができる。そこにも自由主義と権力主義の分岐が見い出される。そうした流れを汲んで人権新説論争が起こった。その論争を通じて、自然法思想に基づく天賦人権説より、法実証主義（実定法）に基づく法律上の権利がだんだん優位を占めるようになっていった。大日本帝国憲法における権利解釈は自然法的権利思想（≒天賦人権論）を排除した地点に形成された。そうした論争も中国の民権論争に受け継がれていった。そこで、権利法力説が最も有力な説になる。加うるに社会進化論の影響も拍車をかける。多くの知識人は社会進化論の影響を受けて、進化論の角度から競争の正当性を論証し、国家権利であろうと、個人権利であろうと、競争によってはじめて生まれると指摘した。そこで、権利競争は力関係に帰着させられた。上述のような思想受容と変容があるからこそ、翻訳語は原語である外国語の原義を忠実にそのまま写し取ることにはできない。両者はお互いに対照しながら重なりある概念の範囲で選択を行なう。その概念の内包する意味のうち、どれを訳し出すかどれを捨てさるかは翻訳者の思想やセンスによるだけでなく、時代の風潮や思想家の観念と切ってもきれない関係にある。

（二）伝統的語感との絡み合い

「権利」という漢語が中国では right の訳語としてなかなか受け容れられにくかった文化的背景を知るために、「権利」をめぐる伝統的理解を考察する必要がある。権の運用は道に適うかどうかによって王権と覇権に分けられていた。王権は自明のものとして犯したり、争ったりすることができない。それに対して「大抵覇者は権譎を尚びて功利を要む。此れ聖人の民を教ふると同じからず」とある。覇権などの権は認められていない。一方、利の是認はあくまでも道徳的完成のためであって、個人の利としては許されていない。利得を「末利」と見なし道徳と対立させて、理念的には自利を認めず、むしろ逆に批判してきた。以上の二点から、権利概念をすんなりと理解して肯定できるはずもなかった。つまり、「権利」に対する伝統的理解は近代語「権利」の受容を妨げたものであるといえよう。

right(「権利」)と power(「権力」)とは本来、緊張関係にあるにもかかわらず、「権」の一字を共有しているということである。つまり、この「権」の語は right と power の両方の訳語であったことからすれば、両者の区別と連関を説く論理が曖昧にされがちになる。天賦人権を唱えた日本や中国の民権思想家も権力性の一面を免れない。民権という言葉は君権あるいは国権の相對語として使われると権力の意味がつきまとう。

厳復にしてみれば、自由民主の正当性は「権利」で表すことができない。というのは権利の裏に権勢が後押しをするだけでなく、権謀を引き起こすおそれ

があるからである。特に民権というものはあらゆる人の「人欲」のかたまりで、ありとあらゆる罪悪がその中から生まれたと思われる。

日本において right の訳語が「権利」（「権」）という語に定着するまでにはさまざまな紆余曲折があった。特に福沢諭吉は「権理」、「通義」などの訳語を考案しながらも、それらの語では right の意味を十全に表現し尽くせないと感じていた。最終的には「権利」（「権」）に落ち着いたのであるが、この時、明治思想家は「権利」（「権」）という語が西洋語の翻訳であって、従来の「権利」という語の意味に還元できない意味がそこにこめられているという事を間違いないと自覚していた。それに対して清末の中国知識人の言説には、「権」という語に従来の思想的資源に包摂されない新しい意味がありうるという認識は希薄だと言える。彼等が「権」という語や「人人有自主之権」という命題を語る時、それは、従来の「権」という語が形成する磁場の圏内に収まっていないとは言いがたい。

（三）中日同形語としての差異

中国では、「権利」が「権力」と混同される可能性はもっと高い。言語形式の面から見ると、「権利」と「権力」が同音語である。もともと古典中国語において、「利」と「力」の発音が違い、前者は lih であり、後者は lik であるが、現代中国語においては、両者が同音語になった。中国のコンテクストにおいて、伝統的権力構造には権力と権利が未分化のまま入りこんでいる。集団意識の影響のせいか「民権」という言い方はある程度君権と対立する位置に立たされている。個人権利の保障は民衆という集団が君主から権力を分割してもらう意志と混同されている。それゆえ、right に含まれている power の意味がクローズアップされるはめになった。

日本の天賦人権論争において国民の順法精神が強調されていた。福沢諭吉も市場に混乱をもたらさないための「規則」の重要性を力説していた。「権利」は『大日本帝国憲法』の枠内におさめることになった。それに対して近代初期の中国知識人はこの順法精神にはほとんど言及しておらず、むしろ個人の内在的道德性を向上させることにより主体的自覚を促すことに重点が置かれていた。その上、『欽定憲法大綱』は『大日本帝国憲法』をモデルとして制定されたが、施行されないうちに清朝の滅亡を迎えた。

清末の中国では、「権利」はあくまでその語の「伝統的」な用法と絡み合った。つまり「利」「益」「力」などと親和的な概念でありつづけているのである。梁啓超を代表とする中国の啓蒙思想家は「民権」論の先鋭的な主唱者ではあっても「人権」論者ではなかったのは他ならぬこの点による。近代世界に巻き込まれた中国の知識人にとって、儒教的倫理規範が望ましい変化にとっての桎梏として認識された時、彼らは儒学の規範的言明に対して判断を保留し、中国の救亡図存をとりあえずの究極目的とすることを意識的あるいは無意識的に選び取ることとなった。それゆえ、「権利」は儒教的倫理規範を脱出したとはい

え、近代の法体系など新しい規範的意味を獲得するに至っていない。